

平成 16 年(行ヒ)第 113 号

決 定

	旧名称兵庫県地方労働委員会
申立人	兵庫県労働委員会
同補助参加人	関西合同労働組合
相 手 方	X1

上記当事者間の大阪高等裁判所平成 14 年（行コ）第 72 号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成 15 年 12 月 18 日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。
申立費用は申立人の負担とする。

平成 18 年 10 月 31 日

最高裁判所第三小法廷